



# 山形県公報

平成19年7月4日(水)

号 外(40)

## 目 次

### 条 例

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例.....(人事課)...3

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する  
条例.....(同)...4

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例.....(同)...同

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例.....(同)...5

山形県手数料条例の一部を改正する条例.....(財政課)...同

山形県地方拠点都市地域拠点地区における不動産取得税の不均一課  
税に関する条例を廃止する条例.....(税政課)...6

山形県県税条例の一部を改正する条例.....(同)...同

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例.....(同)...12

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の  
使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例.....(市町村課)...13

山形県法定外公共用財産使用料等徴収条例の一部を改正する条例.....(管理課)...14

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例.....(教育庁)...同

山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例.....(警察本部)...同

## 本号で公布された条例のあらまし

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例 (県条例第44号) (人事課)

- 1 失業者の退職手当の受給資格要件を、原則として勤続期間12月以上に改めることとした。
- 2 雇用保険法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。(改正条例第1条の規定による改正後の第11条第13項関係)
- 3 その他
  - (1) この条例は、平成19年10月1日から施行することとした。ただし、2の改正は、平成22年4月1日から施行することとした。
  - (2) その他所要の経過措置を定めることとした。(改正条例附則第2項及び第3項関係)

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第45号) (人事課)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬日額を引き下げることとした。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第46号) (人事課)

行政組織の変更等に伴い、規定の整備を行うこととした。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第47号）（人事課）

知事の給料を3か月間、副知事及び教育長の給料を2か月間それぞれ減額することとした。

山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第48号）（財政課）

1 建築物中間検査申請手数料の算定の対象とする中間検査の工程の変更等に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 その他

(1) この条例は、公布の日及び規則で定める日から施行することとした。

(2) その他所要の経過措置を定めることとした。（改正条例附則第2項関係）

山形県地方拠点都市地域拠点地区における不動産取得税の不均一課税に関する条例を廃止する条例（県条例第49号）（税政課）

山形県地方拠点都市地域拠点地区における不動産取得税の不均一課税の制度を廃止することとした。

山形県県税条例の一部を改正する条例（県条例第50号）（税政課）

1 県民税

(1) 人格のない社団等、個人等が法人課税信託の引受けを行う場合に法人税割額によって課することとした。（第29条関係）

(2) 法人課税信託の受託者について、信託資産等及び固有資産等ごとに、受託者をそれぞれ別の者とみなして県民税の所得割、法人税割等に関する規定を適用することとした。（第29条の2第1項関係）

(3) 法人課税信託の受託者に係る法人等の均等割について、固有法人の申告納付と併せて行う等所要の措置を講ずることとした。（第29条の2第1項関係）

2 事業税

(1) 人格のない社団等、個人等が法人課税信託の引受けを行う場合に事業税の所得割を課することとしたほか、特定信託を法人課税信託に統合し、特定信託所得割を廃止することとした。（第49条、第49条の2第1項、第52条第1項及び第54条関係）

(2) 法人課税信託の受託者について、信託資産等及び固有資産等ごとに、受託者をそれぞれ別の者とみなして事業税に関する規定を適用することとした。（第49条の2第1項関係）

(3) 法人課税信託の受託者で県内に事務所又は事業所を有するものは、当該受託者に就任した日から2月以内に、当該就任に係る事項を記載した申告書を提出しなければならないこととした。（第60条の2第1項関係）

3 地方消費税

法人課税信託の受託者について、信託資産等及び固有資産等ごとに、受託者をそれぞれ別の者とみなして地方消費税に関する規定を適用することとした。（第67条の3の2第1項関係）

4 その他規定の整備を行うこととした。

5 その他

(1) この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、4の改正の一部は、公布の日及び平成20年4月1日から施行することとした。

(2) その他所要の経過措置を定めることとした。（改正条例附則第2項～第9項関係）

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例（県条例第51号）（税政課）

1 過疎地域内における事業税及び不動産取得税の課税免除の対象となる設備の範囲を改めることとした。

2 その他

(1) この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

(2) その他所要の経過措置を定めることとした。（改正条例附則第2項関係）

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の

公営に関する条例の一部を改正する条例（県条例第52号）（市町村課）

- 1 知事の選挙における候補者が選挙運動のために使用するビラの作成に要する費用の全部又は一部を公費で負担することとした。（第6条関係）
- 2 1の措置を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において有償契約を締結し、その旨を山形県選挙管理委員会に届け出なければならないこととした。（第7条関係）
- 3 県は、1の候補者が2の契約に基づき支払うべき金額のうち公費で負担する額を、当該契約に係るビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払うこととした。（第8条関係）
- 4 その他規定の整備を行うこととした。
- 5 その他所要の経過措置を定めることとした。（改正条例附則第2項関係）

山形県法定外公共用財産使用料等徴収条例の一部を改正する条例（県条例第53号）（管理課）

国有財産法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例（県条例第54号）（教育庁）

- 1 山形県立村山特別支援学校及び山形県立村山特別支援学校楯岡校を新設することとした。
- 2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例（県条例第55号）（警察本部）

警察法施行令の一部改正に伴い、刑事部の所掌事務に犯罪による収益の移転防止に関することを加えることとした。

## 条 例

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月4日

山形県知事 齋藤 弘

山形県条例第44号

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例

（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部改正）

第1条 山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「6月以上」を「12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、6月以上）」に、「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」を「同法」に、「同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者を同項」を「特定退職者を同法第23条第2項」に改め、同条第3項中「6月以上」を「12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）」に改め、同条第13項中「又は船員保険法（昭和14年法律第73号）」を削る。

（山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第2条 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第4項中「6月以上」を「12月以上（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定めるものにあつては、6月以上）」に、「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」を「同法」に改める。

（山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第22条第4項中「6月以上」を「12月以上（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定めるものにあつては、6月以上）」に、「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」を「同法」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第1条中山形県職員等に対する退職手当支給条例（以下「退職手当条例」という。）第11条第13項の改正規定及び附則第3項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の退職手当条例第11条第1項及び第3項の規定、第2条の規定による改正後の山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例第18条第4項の規定並びに第3条の規定による改正後の山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の退職手当条例第11条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月4日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第45号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第3 報酬額の欄中	日額 10,700円	を	日額 10,600円	に改め
	同 10,700円		同 10,600円	
	同 8,900円		同 8,800円	
	同 10,700円		同 10,600円	
	同 8,900円		同 8,800円	

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月4日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県条例第46号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年10月県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「精神障害者福祉」を「精神障がい者福祉」に改める。

第5条第1項第1号中「身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所」を「身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所」に改める。

第6条第1項第1号中「結核及び」を削り、同項第2号中「第8条」を「第14条」に改める。

第6条の5の見出し中「精神障害者福祉」を「精神障がい者福祉」に改め、同条第1項中「精神障害者福祉」を「精神障がい者福祉」に、「健康福祉部障害福祉課」を「健康福祉部障がい福祉課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月4日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県条例第47号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成14年3月県条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(知事の給料の減額)

- 2 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成19年7月県条例第47号)の施行の日の翌日(次項において「起算日」という。)から3月間における知事の給料の額は、第1条及び山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例別表第2の規定にかかわらず、同条の規定により算定した知事の給料の額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。

(副知事及び教育長の給料の減額)

- 3 起算日から2月間における副知事及び教育長の給料の額は、第1条及び第2条並びに山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例別表第2及び山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例第3条第1項の規定にかかわらず、第1条及び第2条の規定により算定した副知事及び教育長の給料の額からこれらの額に100分の10をそれぞれ乗じて得た額をそれぞれ減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月4日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県条例第48号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例(平成12年3月県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第354号の2中「第7条の3第2項」を「第7条の3第1項」に改め、同号の表の備考第1項中「基礎」を「基礎及び地中ばり」に、「3階の床版」を「2階の床及びこれを支持するはり」に、「(鉄骨造の建築物にあっては取付工事を含む。)」を「又は2階の床版の取付工

事」に、「及び3階の床面積の合計」を「の床面積」に改め、同条第1項第403号中「第31条の2第2項第14号八」を「第31条の2第2項第15号八」に、「第62条の3第4項第14号八」を「第62条の3第4項第15号八」に改め、同項第404号中「第31条の2第2項第15号二」を「第31条の2第2項第16号二」に、「第62条の3第4項第15号二」を「第62条の3第4項第16号二」に改め、同項第407号中「第20条の2第11項又は第38条の4第20項」を「第20条の2第13項又は第38条の4第22項」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第403号、第404号及び第407号の改正規定は、規則で定める日から施行する。
- 2 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第92号)の施行の日前に同法第1条の規定による改正前の建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物の中間検査の申請に対する検査に係る手数料については、なお従前の例による。

山形県地方拠点都市地域拠点地区における不動産取得税の不均一課税に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成19年7月4日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県条例第49号

山形県地方拠点都市地域拠点地区における不動産取得税の不均一課税に関する条例を廃止する条例

山形県地方拠点都市地域拠点地区における不動産取得税の不均一課税に関する条例(平成8年7月県条例第31号)は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月4日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県条例第50号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「第5号」を「第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額によつて、第5号」に改め、同項第4号中「本節」を「この節」に、「次条」を「第30条」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(4)の2 法人課税信託(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの

第29条第1項第7号及び第3項中「本節」を「この節」に改め、同条第4項中「者で、」を「者で」に、「本節」を「この節」に、「行うもの」を「行うもの又は法人課税信託の引受けを行うもの」に、「当該収益事業」を「当該収益事業又は法人課税信託の信託事務」に改め、同条第5項中「(昭和40年法律第34号)」を削り、「を行う」を「又は法人課税信託の信託事務を行う」に改め、同条第6項中「廃したものを含む。)」を「廃止したものを含む。)又は法人課税信託の引受けを行うもの」に、「本節」を「この節」に改め、「これに」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第29条の2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び

負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、次条、第31条、第43条及び第45条第1項（法第53条第24項に規定する申告書により申告し、及びその申告した税額を納付する場合に限る。）を除く。第3項から第5項までにおいて同じ。）の規定を適用する。

- 2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。
- 3 所得税法（昭和40年法律第33号）第6条の3の規定は、前2項の規定をこの節の規定中個人の県民税に関する規定において適用する場合について準用する。
- 4 法人税法第4条の7の規定は、第1項及び第2項の規定をこの節の規定中法人の県民税に関する規定において適用する場合について準用する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第43条の表第1号	資本金等の額	当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、第29条の2第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）の資本金等の額
第43条の表第2号から第4号まで	資本金等の額	当該法人に係る固有法人の資本金等の額
第45条第3項	義務がある法人	義務がある固有法人
	提出すべき法人	提出すべき固有法人
	法人の寮等	固有法人に係る法人課税信託の受託者の寮等

第32条第1項中「又は」を「及び」に改め、同条第2項中「（昭和40年法律第33号）」を削る。  
 第48条の2第1項第1号及び第2号中「もの」を「もの及び法人課税信託の引受けを行うもの」に改める。

第48条の22第1項中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める。

第49条第1項中「その」を「、その」に改め、同項第1号中「及び第3号」を削り、同号イ中「（法第72条の4第1項各号に掲げる法人を除く。）」を削り、同号ロ中「第72条の5第1項各号」を「第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号」に改め、「（収益事業を行うものに限る。）」を削り、「第72条の24の7第6項各号」を「第72条の24の7第5項各号」に、「の人格のない社団等」を「に規定する人格のない社団等、第4項に規定するみなし課税法人」に、「第2条第19項」を「第2条第12項」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「その事業を行う」を「所得を課税標準として、その」に改め、同条第3項中「法人で」を「人格のない社団等（法人で）」に、「本節」を「この節」に、「を行う」を「又は法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行う」に、「含む。」を「含む。）をいう。」に改め、同条第4項中「本

節」を「この節」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 みなし課税法人(法人課税信託の引受けを行う個人をいう。)には、第2項の規定により個人が行う事業に対する事業税を課するほか、法人とみなして、法人が行う事業に対する事業税を課する。

第49条の次に次の1条を加える。

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第49条の2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項から第3項までにおいて同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節(前条、次条、第51条及び第65条を除く。第3項から第6項までにおいて同じ。)の規定を適用する。

- 2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

- 3 法人税法第4条の7の規定は、受託法人(法人課税信託の受託者である法人(その受託者が個人である場合にあつては、当該受託者である個人)について、前2項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。)又は法人課税信託の受益者について前2項の規定をこの節において適用する場合について準用する。

- 4 法人税法第4条の8及び第152条第1項の規定は、第1項及び第2項の規定をこの節の規定中法人が行う事業に対する事業税に関する規定において適用する場合について準用する。

- 5 所得税法第6条の3の規定は、第1項及び第2項の規定をこの節の規定中個人が行う事業に対する事業税に関する規定において適用する場合について準用する。

- 6 第1項から第4項までの規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第54条第1項第1号及び第3項第1号	掲げる法人	掲げる法人で固有法人(法人課税信託の受託者である法人(その受託者が個人である場合にあつては、当該受託者である個人)について、第49条の2第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。)であるもの
第54条第1項第3号及び第3項第3号	その他の法人	その他の法人(第49条第1項第1号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)
第54条第3項	法人で	受託法人及び3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で
第61条	法人は	法人で固有法人であるものは

第52条第1項第1号中「及び第3号」を削り、同項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第54条第1項中「特定信託の受託者である法人が行う信託業(特定信託に係るものに限る。)並びに」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条第4項中「又は第2項」を削り、同項第1号二を削り、同項第2号及び第3号を次のように改める。



- (2) 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の6.6を乗じて得た金額  
(3) その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の9.6を乗じて得た金額  
第54条中第4項を第3項とする。

第58条第1項中「本条」を「この条」に改め、「の各号」を削り、同項第4号中「資本積立金額」を「資本金等の額」に改め、同条第2項中「の各号」を削る。

第60条の次に次の1条を加える。

(法人課税信託の引受け等の申告義務)

第60条の2 法人課税信託の受託者(当該法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、当該法人課税信託の信託事務を主宰する受託者)で県内に法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものは、当該受託者に就任した日から2月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該受託者の所在地、名称及び代表者の氏名又は住所若しくは居所及び氏名
- (2) 県内の主たる事務所又は事業所(主たる事務所又は事業所を有しないときは、県内において納税の便宜を有する場所)の所在地
- (3) 法人課税信託の名称
- (4) 就任の日
- (5) 就任の理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 前項の規定により申告書を提出した者は、同項第1号から第3号まで及び第6号に定める事項に変更があつたときは当該変更に係る事項を、当該法人課税信託について当該受託者の任務が終了したときはその旨を記載した申告書を、その変更又は終了の日から2月以内に、知事に提出しなければならない。

第62条の3第1項中「第72条の2第9項第1号」を「第72条の2第10項第1号」に改める。

第62条の4第4号中「第72条の2第9項第5号」を「第72条の2第10項第5号」に改める。

第67条の3第1項中「本節」を「この節」に、「を除く」を「(同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。)を除く」に改め、同条第2項及び第3項中「本節」を「この節」に改め、同条第4項中「地方消費税を」を「当該徴収すべき消費税額を課税標準として、地方消費税を」に、「本節」を「この節」に、「本項」を「この項」に改め、同条第5項中「本節」を「この節」に改める。

第67条の3の次に次の1条を加える。

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第67条の3の2 法人課税信託(法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この条において同じ。)の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び課税資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節(前条、第67条の10及び第67条の11を除く。以下この条において同じ。)の規定を適用する。

- 2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。
- 3 個人事業者が受託事業者(法人課税信託の受託者について、前2項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この項において同じ。)である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この節の規定を適用する。
- 4 一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、各受託者の当該法人課税信託に係る信託資産等は、当該法人課税信託の信託事務を主宰する受託者(次項において「主宰受託者」という。)の信託資産等とみなして、この節の規定を適用する。

5 前項の規定により主宰受託者の信託資産等とみなされた当該信託資産等に係る地方消費税については、主宰受託者以外の受託者は、その地方消費税について、連帯納付の責めに任ずる。

第67条の4第1項中「前条第4項前段」を「第67条の3第4項前段」に改め、同条第2項中「前条第4項前段」を「第67条の3第4項前段」に、「前条第4項に」を「第67条の3第4項に」に改める。

附則第3条の2第3項中「附則第3条の2第2項」を「附則第3条の3第2項」に改め、同条を附則第3条の3とし、附則第3条の次に次の1条を加える。

(公益信託に係る県民税の課税の特例)

第3条の2 当分の間、公益信託(公益信託二関スル法律(大正11年法律第62号)第1条に規定する公益信託(法人税法第37条第6項に規定する特定公益信託を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の信託財産について生ずる所得については、公益信託の委託者又はその相続人その他の一般承継人が当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして、第2章第1節の規定を適用する。

2 公益信託は、第29条第1項第4号の2に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

附則第5条第1項中「配当をいう。以下本条」を「配当をいう。以下この条」に、「、証券投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に規定する証券投資信託及びこれに類する同条第28項に規定する外国投資信託をいう。以下本条)を「又は証券投資信託(同法第2条第1項第13号に規定する証券投資信託をいう。以下この条)に改め、「若しくは特定投資信託(法人税法第2条第29号の3イに掲げる信託をいう。以下本条において同じ。)」を削り、「所得税法第9条第1項第11号」を「同法第9条第1項第11号」に、「する。以下本条」を「する。以下この条」に改め、「又は特定目的信託(資産の流動化に関する法律第2条第13項に規定する特定目的信託をいう。以下本条において同じ。)の収益の分配」を削り、「所得税法第24条」を「同法第24条」に、「)をいう。以下本条」を「)をいう。以下この項」に改め、同項第1号中「、特定株式投資信託」を「又は特定株式投資信託」に、「本条」を「この条」に改め、「又は特定投資信託」及び「及び特定目的信託の収益の分配」を削り、同項第2号中「本条」を「この条」に、「本号」を「この号」に改める。

附則第5条の4第1項第3号中「第41条の18若しくは第41条の19の2」を「第41条の3の2、第41条の18、第41条の19の2若しくは第41条の19の3」に改める。

附則第6条第3項中「附則第3条の2第2項の」を「附則第3条の3第2項の」に、「附則第3条の2第2項第2号」を「同項第2号」に改める。

附則第8条を次のように改める。

(公益信託に係る事業税の課税の特例)

第8条 当分の間、公益信託(公益信託二関スル法律第1条に規定する公益信託(法人税法第37条第6項に規定する特定公益信託を除く。)をいう。次項において同じ。)の委託者又はその相続人その他の一般承継人(以下この項において「委託者等」という。)は当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該委託者等の収益及び費用とみなして、第2章第2節の規定を適用する。

2 公益信託は、第49条第3項に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

附則第9条第3項第4号及び附則第10条第3項第5号中「附則第3条の2」を「附則第3条の3」に改める。

附則第10条の2第1項中「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「第31条の2第2項第11号から第16号まで」を「第31条の2第2項第12号から第17号まで」に改め、同条第3項中「第36条の5から第37条まで」を「第36条の5、第37条」に改め、同条第4項中「第31条の2第2項第11号から第14号までの造成又は同項第15号若しくは第16号」を「第31条の2第2項第12号から第15号までの造成又は同項第16号若しくは第17号」に、「同条第2項第11号から第16号まで」を「同条第2項第12号から第17号まで」に改め、同条第6項中「第31条の2第2項第11号から第16号まで」を「第31条の2第2項第12号から第17号まで」に改める。

附則第12条第4項第5号及び附則第12条の2第4項第5号中「附則第3条の2」を「附則第3条の3」に改める。

附則第12条の3第1項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第2条第20項に規定する有価証券先物取引」を「第28条第8項第3号イに掲げる取引」に改める。

附則第12条の8第2項第5号中「附則第3条の2」を「附則第3条の3」に改める。

附則第13条中「各計算期間分」を「各連結事業年度分」に改める。

附則第13条の2第1項中「第2条第19項」を「第2条第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 6 受託法人(第29条第1項第4号の2に規定する法人課税信託の受託者である法人について、第29条の2第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する信託資産等が帰属する者として第2章第1節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。)については、第1項の規定は、適用しない。

附則第13条の3中「同条第4項第2号イ」を「同条第3項第2号」に改める。

附則第13条の6の次に次の1条を加える。

(公益信託に係る地方消費税の課税の特例)

第13条の6の2 当分の間、公益信託(公益信託ニ関スル法律第1条に規定する公益信託(法人税法第37条第6項に規定する特定公益信託を除く。)をいう。次項において同じ。)の委託者又はその相続人その他の一般承継人(以下この項において「委託者等」という。)は当該公益信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等(法第72条の78第1項に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。)は当該委託者等の課税資産の譲渡等とみなして、第2章第3節の規定を適用する。

- 2 公益信託は、法第72条の80第1項ただし書に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第58条及び附則第10条の2第3項の改正規定は公布の日から、附則第5条の4第1項第3号の改正規定は平成20年4月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

- 2 改正後の山形県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

(信託法の制定に伴う県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置)

- 4 新条例第29条、第48条の2、第49条、第49条の2、第52条、第54条、第67条の3及び第67条の3の2並びに附則第3条の2、第8条、第13条の2及び第13条の6の2の規定は、信託法(平成18年法律第108号)の施行の日以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託(以下この項及び次項において「新法信託」という。)を含む。)について適用し、同日前に効

- 力が生じた信託(遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。)については、この項から附則第9項までに別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。
- 5 新条例第29条の2の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる法人課税信託(遺言によってされた信託で法人課税信託に該当するものにおいて同日以後に遺言がされたものに限り、新法信託に該当する法人課税信託を含む。)について適用する。
  - 6 信託法の施行の日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、地方税法の一部を改正する法律(平成19年法律第4号)による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。附則第8項において「旧法」という。)第24条の3第1項ただし書に規定する信託を除く。以下この項及び次項において「旧信託」という。)が法人課税信託(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第29号の2口に掲げる信託を除く。)に該当することとなった場合には、当該旧信託を新条例第29条の2第3項において準用する所得税法等の一部を改正する法律(平成19年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。次項において「新所得税法」という。)第6条の3第6号に規定する受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託として、同号の規定を適用する。
  - 7 旧信託が信託法の施行の日以後に法人課税信託(法人税法第2条第29号の2口に掲げる信託に限る。)に該当することとなった場合には、当該信託を新条例第29条の2第3項において準用する新所得税法第6条の3第7号に規定する受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託として、同号の規定を適用する。
  - 8 信託法の施行の日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、旧法第72条の3第1項ただし書に規定する信託を除く。以下この項において「旧信託」という。)が同日以後に法人課税信託に該当することとなった場合には、当該旧信託を新条例第49条の2第3項において準用する所得税法等の一部を改正する法律(平成19年法律第6号)第2条の規定による改正後の法人税法第4条の7第9号に規定する受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託として、同号の規定を適用する。
  - 9 新条例附則第5条第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が信託法の施行の日以後に同項に規定する配当所得を有することとなる場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に改正前の附則第5条第1項に規定する配当所得を有することとなる場合については、なお従前の例による。

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月4日

山形県知事 齋藤弘

#### 山形県条例第51号

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例(平成12年7月県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「租税特別措置法」を「過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成21年3月31日までの間に、租税特別措置法」に、「第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号」を「第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号」に、「受ける設備」を「受ける設備であって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの」に改め、同条第2号中「過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)」を「公示日」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備について

は、なお従前の例による。

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月4日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第52号

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例(平成6年3月県条例第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例

第1条中「第141条第8項」を「第141条第8項、第142条第11項」に、「並びに」を「並びに法第142条第1項第3号のビラ、」に改める。

第2条中「(以下)」を「(以下この条、第4条、第5条、第9条及び第11条において)」に改める。

第9条中「及び第1条の」を「並びに第1条のビラ及び」に改め、同条を第12条とする。

第8条中「第6条各号」を「第9条各号」に改め、同条を第11条とし、第7条を第10条とする。

第6条中「に301,875円を加えた金額を当該候補者に係る選挙区又は選挙が行われる区域(以下「選挙区等」という。)におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)」を削り、「係る選挙区等」を「係る選挙区又は選挙が行われる区域(以下「選挙区等」という。)」に改め、同条第1号中「金額」を「金額に301,875円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)」に改め、同条第2号中「255,240円と」を削り、「との合計金額」を「に557,115円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)」に改め、同条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

(ビラの作成の公営)

第6条 山形県知事の選挙における候補者(以下この条及び第8条において「知事選挙候補者」という。)は、知事選挙候補者1人について、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める金額に第1条のビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第3号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、第1条のビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(1) 第1条のビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 7円30銭

(2) 第1条のビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 365,000円と4円88銭にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を同条のビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

(ビラの作成に関する契約の締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において第1条のビラの作成に関して有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(ビラの作成に係る公費の支払い)

第8条 県は、知事選挙候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された第1条のビラ1枚当たりの作成単価(当該作成単価が第6条各号に掲げる区分に応じて

同条各号に定める金額を超える場合には、同条各号に定める金額)に当該ビラの作成枚数(当該知事選挙候補者を通じて法第142条第1項第3号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該知事選挙候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の山形県議会議員及び山形県知事選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の前日にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

山形県法定外公共用財産使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月4日

山形県知事 齋藤 弘

山形県条例第53号

山形県法定外公共用財産使用料等徴収条例の一部を改正する条例

山形県法定外公共用財産使用料等徴収条例(平成12年3月県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第18条第3項」を「第18条第6項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月4日

山形県知事 齋藤 弘

山形県条例第54号

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例

山形県県立学校設置条例(昭和39年3月県条例第37号)の一部を次のように改正する。

本則第2号の表中	「	山形県立新庄養護学校		新庄市	」	を
「	山形県立新庄養護学校	山形県立村山特別支援学校	山形県立村山特別支援学校楯岡校	新庄市 山形市 村山市	」	に改める。

附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月4日

山形県知事 齋藤 弘

山形県条例第55号

山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例

山形県警察本部の組織に関する条例(昭和29年6月県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(8) 犯罪による収益の移転防止に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成19年7月4日印刷  
平成19年7月4日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056